



やってはいけないことは？

- 職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動において、性による差別的な取扱いをしてはいけません
- セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンス等人権を侵害する行為をしてはいけません



男女共同参画苦情処理委員とは？

- 男女共同参画苦情処理委員は、男女共同参画に優れた識見及び社会的信望を有している方に、町長が委嘱します
- 町が実施する推進施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策もしくは措置について、町民や町内事業者などからの苦情を処理します
- 町民が、町、町民、町内事業者などから、性による差別的取扱いや男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害を受けた場合の被害者の救済を図ります
- 申出人などのプライバシーに十分配慮します
- 苦情等処理対象とならない事項は、判決などにより確定した事項や、そのほか、苦情処理委員が処理することが適当でないと認める事項などがあります
- 苦情処理の受付は平成20年4月1日からです

荻田町

荻田町富久町1丁目19番地1
093-434-1111（代表）



荻田町

男女共同参画推進条例のあらまし

（平成19年7月1日施行）

男女共同参画宣言都市
荻田町



荻田町では、平成15年3月「男女共同参画行動計画」を策定、さらに平成17年12月「男女共同参画都市宣言」を行うなど、男女共同参画のまちづくりをめざして様々な取り組みを進めてきました。

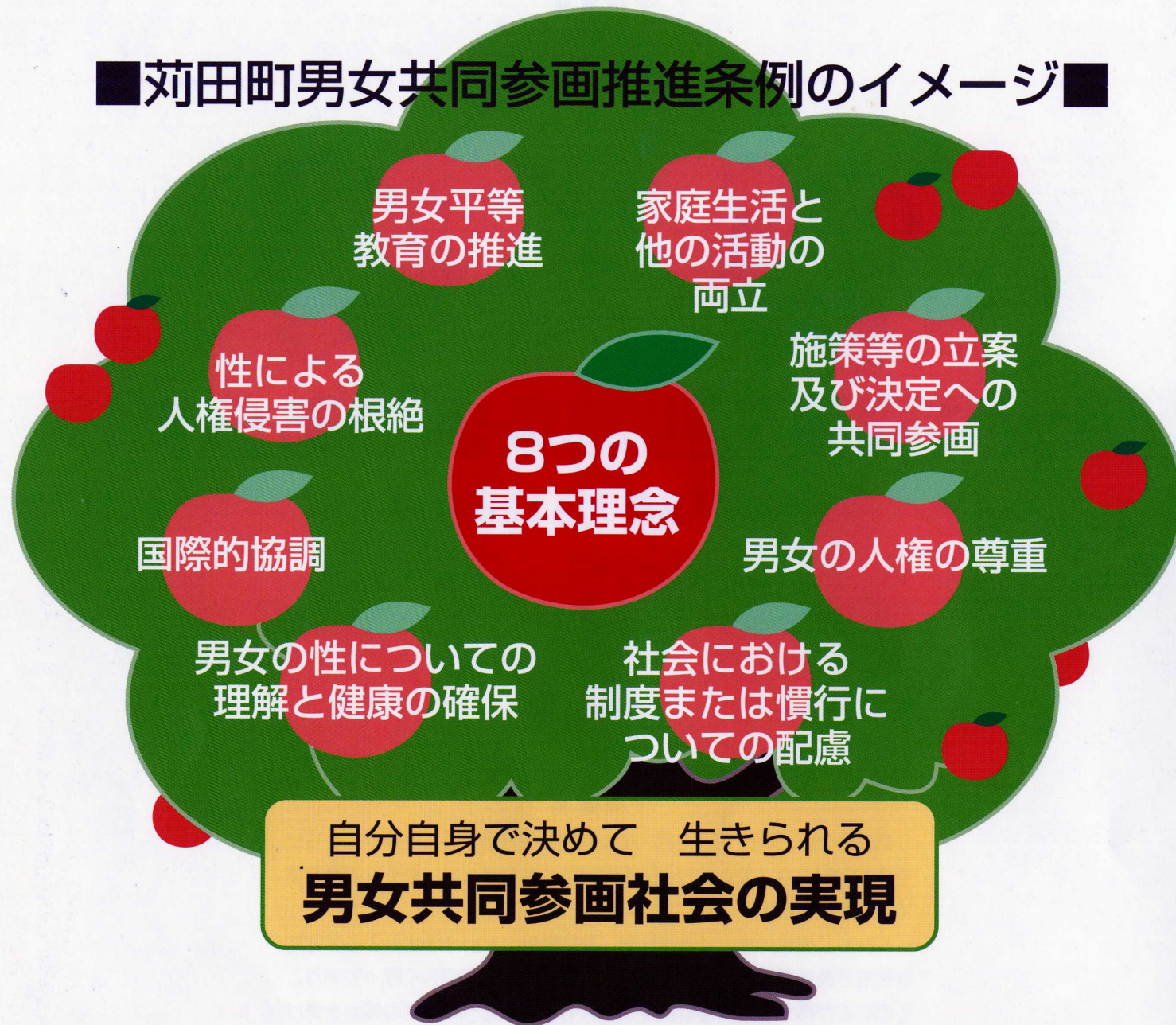
しかし、現実には、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分業意識や、それに基づく社会制度や慣行が根強く残っており、そのことが男女の生き方の自由な選択や社会活動への参画の機会を妨げる要因になっています。また、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなど新たに表面化してきた課題もあります。

一方、私たちを取り巻く社会経済情勢の急速な変化のなか、すべての人がこれまでの制度や慣行にとらわれることなく、一人ひとりの個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野で、対等なパートナーとして協力し合うことのできる「男女共同参画社会」の実現が求められています。

このような状況を踏まえ、町、議会、町民、事業者等が協力し合って、すべての人が心豊かで、生き生きと、希望にあふれ、自らの人生を自分自身で決めて生きられる荻田町を実現するためにこの条例を制定します。



■ 刈田町男女共同参画推進条例のイメージ ■



男女共同参画社会ってどうすればいいの? (8つの基本理念)

1. 男女の人権の尊重

「男だから、女だから」ということで活動の場を制限されることなく、一人ひとりが個人として尊重され、その能力を発揮できるようにしましょう

2. 社会における制度または慣行についての配慮

男はこうあるべき、女はこうあるべきというこれまでのしきたりや慣習にとらわれず、一人ひとりがどのような生き方をするかを自ら選択できるように配慮しましょう

3. 施策等の立案及び決定への共同参画

すべての人が社会の対等なパートナーとして、様々な分野における方針の立案や決定の場に共同で参画できるようにしましょう

4. 家庭生活における活動と他の活動の両立

すべての人が互いに協力して子育てや介護をしながら、それぞれの職場活動や地域活動をできるように配慮しましょう

5. 男女平等教育の推進

学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の場で、人権や男女平等の意識を育む教育を推進しましょう

6. 性と生殖についての理解と健康の確保

すべての人がお互いの性を理解しあうとともに、個人の意思を尊重し、生涯を通じて身体的・精神的・社会的に安全で健康な生活を送ることができるようにしましょう

7. 性による人権侵害の根絶

セクシュアルハラスメントやドメスティックバイオレンスなど、他の人を不快にさせる性的な言動、暴力や虐待について、その背景を認識し、根絶されるようにしましょう

8. 国際的協調

男女共同参画の推進は、国際社会に共通する課題です。国際的な取り組みと歩調を合わせながら進めていきましょう



町はどんなことをするの? (基本的施策)

◆基本計画

男女共同参画を推進するため、基本となる計画を作ります。この計画を作るときには、町民の皆さんのご意見を生かすために、必要な機会を設けるとともに男女共同参画審議会の意見を聴きます。計画の実施状況について報告書を作成し、町民の皆さんに公表します。

◆施策の策定等に当たっての配慮

町が施策を作り、また実施するときには、男女共同参画の視点を取り入れて行きます。

◆町における男女共同参画推進の取り組み (第15条)

審議会や委員会の委員を選ぶ際に男女の偏りが無いよう努めます。

◆教育の充実

学校教育や社会教育などを通して、人権意識の向上と男女平等を促進する教育の充実に努めます。

◆町民生活や事業者等、自治組織の活動などへの支援 (第17条、第18条、第19条)

家庭生活や仕事、地域活動などの両立に関することなど、町民や事業者等の皆さんが行う男女共同参画推進のため情報を提供するなどの支援を行います。

◆相談への対応 (第21条)

セクシュアルハラスメントやドメスティックバイオレンスなど町民の皆さんの相談を受け付け、他の機関と連携を取りながら解決に努めます。

女性のための電話相談

「**かんだ女性ホットライン**」 093-436-4522

◆月～木曜 8:30～17:15 開設中

◆女性相談員と一緒に考えます

